

平成 29 年度 事業計画

1. 基本計画

医療の進歩・生活環境の改善により 10 年前に比べ身体の働きや知的能力が 5 歳～10 歳は若返っているとの考えから、日本老年学会では『高齢者』の定義を 75 歳以上に見直し、前期高齢者の 65 歳～74 歳は『准高齢者』として社会の支え手と捉え直すよう求める提言がなされました。

少子高齢化が進む中、日本の成長力を確保するためにも高齢者の就業率を高める事が重要となっています。昨年 6 月に閣議決定した『ニッポン一億総活躍プラン』は、アクティブシニアといわれるように元気で就労意欲にあふれ豊かな経験と知識を持っている高齢者の就業を支援するものであり、今後ますますシルバー人材センターの担う役割が重要になっています。

センターが地域の活性化と社会の担い手となるため、今後より多くの社会ニーズに对应していこうとするならばより自立した運営体制と社会ニーズを素早くキャッチし事業に反映させていく柔軟さが求められてきます。昨年改正された介護保険法（介護予防・日常生活支援・総合事業の参入）や高^{注1}齢法（第 39 条）業務拡大はさらに就業の広がりをもたらすものです。

センターの就業は原則『臨時的・短期的・軽易な作業』です。昨年 11 月センターの安全の日に『適正就業ガイドライン』^{注2}でシルバー会員としての働き方・週 20 時間までの就業について説明いたしました。特に作業で指揮・命令を受ける就業は全て労働者派遣で取り扱うように指導がなされています。シルバー人材センターは公に認められた団体であり、就業機会が失われないようコンプライアンスの実践に今後も努めてまいります。また、基本に立ちかえって会員がますます元気で、いきがい・やりがいを感じられるようなセンターづくりを行って参ります。

平成 29 年度 目標

Ⅰ 会員数	526 名
Ⅰ 入会率	2.9%
Ⅰ 就業率	92.0%
Ⅰ 就業延人員	57,000 人日
Ⅰ 受注件数	5,000 件
Ⅰ 契約金額	310,000 千円

※注 1・・・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

今回の改訂は派遣事業について特定業種に限り県知事に申請し、業務拡大に係る指定の公示予定

※注 2・・・厚生労働省

2. 重点事項

- (1) 就業開拓提供事業の充実
- (2) 普及啓発事業の促進
- (3) 安全・適正就業推進事業の安全基準遵守
- (4) 地域就業機会創出・拡大事業の推進
- (5) 相互扶助等事業の実施

3. 重点事項に基づく事業実施計画

- (1) 就業開拓提供事業の充実
 - ①中期3ヶ年事業計画（第Ⅲ期）の推進（1年目）
 - ②就業機会の開拓と充実
 - ③請負・委任契約・一般労働者派遣事業の充実
 - ④総合事業（介護予防）の推進
 - ⑤仕事の平等・公平な配分会議の実施
 - ⑥独自事業（刃物・門松・シルバー工房）の充実
 - ⑦先進地で理事・監事の研修
- (2) 普及啓発事業の促進
 - ①年1回の広報誌発刊
 - ②パンフレットの配付・PR活動の強化
 - ③各種イベントへの積極的参加
 - ④会員の入会促進
 - ⑤市報への掲載
 - ⑥普及啓発月間でのボランティア参加促進
- (3) 安全・適正就業推進事業の徹底
 - ①安全講習会の実施
 - ②センター『安全の日』（11月21日）講習会の実施
 - ③機械メンテナンス講習会の実施
 - ④ローテーションによる適正就業の強化
 - ⑤新人研修・接遇研修・教育訓練などの実施
 - ⑥新規入会者の安全教育・安全基準の遵守
- (4) 地域就業機会創出・拡大事業の推進
 - ①各地域就業機会創出事業の推進
 - ②商品開発と販路拡大
 - ③総合事業の取り扱い
 - ④派遣事業の業務拡大
- (5) 相互扶助等事業の実施
 - ①永年のシルバー人材センター事業貢献者の表彰